

要介護者に朗報

住民税増税、後期高齢者医療制度など高齢者の負担増に不安が広がる中、京丹後市は、介護保険の要支援・要介護認定者の中から、障害者控除(注)の該当者に同認定書を個別に通知する措置を始めました。府内15市では初めて。日本共産党京丹後市議員(松田成溪団長、3人)が実施を求めてきたもので、控除による税の軽減や還付に加えて、介護保険料や保育料、医療費の窓口負担上限額の引き下げにもつながり、喜ばれています。

京丹後市が送付している文書と「認定書」。個別通知なので、制度を知らない人にも利用を広げることが出来ます

平成19年11月28日

障害者控除対象者認定書

京丹後市福祉事務所長

下記の者を、所得税法施行令(昭和40年政令第58号)第10条及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条又は第7条の15の11に定める特別障害として認定する。

障害者	①知的障害者(軽度・中度)に該当。	②身体障害者(3級~5級)に該当。
障害理由	③知的障害者(重度)に該当。	④身体障害者(1級、2級)に該当。
特別障害者	⑤ねたきり老人	

※ ① 申請者は大府内から記入。
 ② 申請者は対象者の障害内容の変更・消滅が生じた場合は、すみやかに認定を受けた市町村長等にその旨を報告しなければならない。
 ③ 上記認定は、平成19年9月30日現在による。
 ④ 認定書の有効期間は、平成20年9月30日までです。

京丹後市 高齢者福祉課
 担当：管理課長
 電話：99-0330

京丹後市「認定書」交付へ

【注】障害者控除 納税者本人や扶養家族などが障害者の場合、所得税が27万円(特別障害者は40万円)、住民税が26万円(同30万円)を所得から差し引くことができます。同様に、障害者手帳がなくても介護保険の要介護認定を受けた65歳以上の老人で、「寝たきり状態」や「認知症がある」等の一定の状態にある人は、市町村が発行する「障害者控除対象者認定書」により控除を受けることができます。認定基準は市町村ごとに異なります。

認定者は千人突破

京丹後市では11月から、要支援・要介護認定を受けている2884人(10月末時点)について、認定審査の資料をもとに障害者控除の該当者を把握し、「認定書」を個別に送付しました。同認定書に住所・氏名など必要事項を記入して市に提出する。認定者は、10日時点で1155人。普通障害者482人、特別障害者73人)に上り、特別障害者約1000人についても確認が済み次第順次発送する予定です。

府内で初「画期的」

控除の適用によって、扶養者の所得税・住民税の引き下げや最大で年間約22万円の還付請求が可能になるだけでなく、1人暮らしや夫婦2人の高齢者世帯の場合、住民税非課税世帯となり、所得で決まる介護保険料や医療費の窓口負担上限額

京丹後市の方式は、広報紙への掲載や介護認定の結果通知書に案内チラシを同封する方法が主な

高齢者の負担をめぐっては近年、公的年金等控除の縮小や老年者控除の廃止など年金課税強化で、住民税が大幅増税、介護保険料や国保料(生)の値上げにも運動し、生活を直撃してきました。



介護保険利用者への控除適用を求める声は広がっています

府内14市の周知方法

京都市	広報紙/区役所・支所窓口チラシ/高齢者向け制度紹介冊子
舞鶴市	認定通知に同封/介護事業者にお知らせを送付
宮津市	広報紙
福知山市	広報紙/ホームページ(申請書ダウンロード可)
綾部市	広報紙/認定調査時
南丹市	認定通知に同封
亀岡市	広報紙/認定通知に同封
向日市	広報紙/ホームページ
長岡京市	広報紙/介護保険証送付時、認定通知に同封
宇治市	広報紙/高齢者向け制度紹介冊子
城陽市	広報紙/認定通知に同封
八幡市	介護保険証送付時、認定通知に同封
京田辺市	広報紙/認定通知に同封
木津川市	広報紙

日本共産党京丹後市議会 共産党議員団が くり返し求める

除」と同制度の積極的な周知と活用を求めています。

森勝議員は、すべての介護認定者に郵送連絡した岐阜県の取り組みを紹介したい(上田保健福祉部

介、対象者への個別通知について「だれにやるべき」と6月、9月議会を連続して追及し、これにたいして市側は「こうしたら認定書交付できるか、申請を勧奨することも含めて検討を進めていきたい」と返答していました。また、12月の市議会一般質問では、今回の措置を評価した上で、5年前までさかのぼって適用できるようにする、となを求めました。



12/16(日)